

国民年金と生活保護に関する実質的受給額の比較

—高齢者単身世帯および高齢者2人世帯を例にして—

フダ イチロウ タカハシ ヒデト オオクボ イチロウ
 和田 一郎*1*4 高橋 秀人*2 大久保 一郎*3

目的 国民年金を納付しなかった（できなかった）人が、老後に生活保護受給者になった場合、その受給額が国民年金（老齢基礎年金）受給額より厚いのではないかとされている。しかし受給額を計量的に比較した研究はほとんどない。本研究は、生活保護の高齢者モデルケースをもとに、平成18年度のデータを用いて、そのケースが生活保護を受給せずに国民年金のみ受給している場合の額と被保護者として支給される受給額を、住宅や医療、介護の支出を考慮した実質的受給額として単純比較することを目的とする。

方法 モデルケースである(A)高齢者単身世帯（68歳女）、(B)高齢者2人世帯（68歳男、65歳女）を用いた。国民年金受給額（満額、平均額）には医療費・介護費の自己負担額がない高齢者「元気な高齢者」とその自己負担額を考慮する高齢者「一般的な高齢者」、生活保護受給額には生活扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助を考慮してそれぞれの月額の実質的受給額を比較した。

結果 (A)高齢単身世帯：「元気な高齢者」では、国民年金の実質的受給額は満額（平均額）61,856円（43,435円）であった。これに対して生活保護受給額は最低級地（最高級地）で80,568円（98,458円）であり、国民年金受給額の満額は18,712円（36,602円）、平均額は37,133円（55,023円）下回っていた。(B)高齢者2人世帯：「元気な高齢者」では、国民年金の実質的受給額は満額（平均額）123,712円（86,870円）であった。生活保護受給額は最低級地（最高級地）で131,066円（158,126円）であり、国民年金受給額の満額は7,354円（34,414円）、平均額は44,196円（71,256円）下回っていた。「一般的な高齢者」では医療費自己負担額11,455円（（ ）内は高齢者2人世帯の額：22,910円）、介護費自己負担額1,829円（3,658円）の合計13,284円（26,568円）または介護費自己負担額を0円とした合計額が、それぞれの国民年金の実質的受給額からさらに減じられる形になる。

結論 比較したすべてのパターンで、実質的な国民年金受給額は生活保護受給額より低額であり、福祉における再分配はゆがんでいる可能性がある。この問題への対応や今後の福祉政策立案・施行は、科学的に裏打ちされた根拠に基づいて行う必要がある（根拠に基づいた福祉：Evidence-Based Welfare, EBW）。

キーワード 国民年金、生活保護、比較、不公平感、根拠に基づいた福祉（Evidence-Based Welfare, EBW）

I 緒 言

21世紀の公衆衛生・社会医学の使命は、人類

が保健・医療・福祉の分野で国連のミレニアム目標（2001年）を達成することにあり、国連は8つのミレニアム目標の中で、「貧困者を半減

* 1 茨城県県南県民センター主任 * 2 筑波大学大学院人間総合科学研究科（医学）准教授

* 3 同ヒューマン・ケア科学専攻保健医療政策学分野教授 * 4 常磐短期大学非常勤講師

する」ことを目標としている¹⁾。わが国においても、生活保護受給者（以下、被保護者）の保護開始世帯数は、平成21年1月に対前年同月伸び率10%を超えてから毎月増加し、平成21年10月では46.3%と、5割近くの伸び率となっており²⁾、ミレニアム目標は開発途上国の問題だけではない。

わが国の社会保障、特に日本国憲法25条の生存権の理念を実現する生活保障として、国民年金（国民年金法）と生活保護（生活保護法）が存在する。

日本の年金制度は、加入者が7007万人（平成19年度末現在）であり、第1号被保険者は29.0%、2号被保険者55.8%、第3号被保険者15.2%である³⁾。ここで、第1号被保険者については、2階建て部分の加入は任意になっており、それに該当する国民年金基金の加入者は69万人（平成19年3月末）であり、大多数⁴⁾は基礎年金部分（1階建て部分）のみの加入である。国民年金法15条による老齢基礎年金受給額（以下、国民年金受給額）は、65歳から満額で66,008円/月（平成18年度以降）である。保険料が不完全納付の場合は減額され、平成19年度の老齢基礎年金のみの受給者の平均受給額は48,057円/月となっている³⁾。年金生活者はこの中から住宅費、医療費や介護費を支出している。

一方、生活保護の制度は、困窮に至った理由は問わず、資産、能力等すべてを活用した上でも、生活に困窮する者を対象としている。保護の内容は、生活扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、教育扶助、出産扶助、生業扶助および葬祭扶助の8種類の扶助から構成されている。具体的事例として、国は世帯状況に関して5つのモデルケースを想定しており、標準3人世帯（33歳男、29歳女、4歳女）、夫婦子2人世帯（35歳男、30歳女、9歳子、4歳子）、母子2人世帯（30歳女、4歳子）、高齢者2人世帯（68歳男、65歳女）、高齢単身世帯（68歳女）、重度障害者を含む2人世帯（65歳女、25歳男）について、その生活扶助のみ（1-1級地、冬季加算等の加算額を含む）の支給額（月額）は

それぞれ167,170円、201,330円、139,110円、121,940円、80,820円、179,400円である⁵⁾⁻⁸⁾。生活保護費は国が定めた最低生活費と収入（年金や給与額等）を比較し、最低生活費よりも足りない部分（差額）を生活保護費として支給する。平成20年度平均の生活保護受給者（以下、被保護者）は1,148,766世帯（1,592,620人）である。人口に対する保護率は1.3%であり、世帯数においては戦後最高であった⁹⁾⁻¹¹⁾。平成20年度平均では、高齢者世帯が45.6%を占め、最も多い世帯であった⁹⁾。生活保護費の負担割合は、国が3/4、地方自治体が1/4であり、平成21年度の予算額は2兆585億円（補正後2兆1239億円）⁷⁾¹²⁾である。

年金と生活保護についての政府の見解は、制度の趣旨や内容が異なるものであり、公的年金制度の年金支給額と生活保護制度による支給額を単純に比較する事は適当ではない¹³⁾というものであり、これまでの政策は互いに独立してきており、現在に至る。この行政の独立した政策により、現在支給額に関する不統一性が高まり、これが大きな社会問題となりつつある。すなわち、「月々年金保険料を納付するよりも、生活保護を受けたほうが、老後における福祉の受給額が高い」というものであり、これにより年金納付者が減少し、年金制度の根幹を揺るがす可能性がある。

しかし、これら年金と生活保護の問題において、年金を長期にわたって納めたにも関わらず、年金受給額が生活保護受給額より低額であるという問題や、生活保護費が増大した場合の財源の問題などを科学的に提示した研究は少ない。

本研究は、厚生労働省が唯一提示している生活保護のモデルケース（65歳以上の該当ケースである高齢者単身世帯および高齢者2人世帯）を用いて、そのケースが生活保護を受給せずに国民年金（老齢基礎年金）のみ受給している場合の額と、被保護者として支給される受給額を、政府発表の平成18年度分のデータを用いて住宅、医療費、介護の支出を考慮し、生活ベースでの実質的な受給額として単純比較することを目的とする。

Ⅱ 研究方法

(1) 対象者

年金額と比較するために、対象者を厚生労働省の生活保護モデルケースのうち、65歳以上である2例(A)高齢者単身世帯(68歳女)と(B)高齢者2人世帯(68歳男, 65歳女)を選択した。

(2) 資料および金額の算出根拠

1) 国民年金

① 年金受給額

平成19年度社会保険事業の概況³⁾により、老齢基礎年金受給額(以下、国民年金受給額)の満額66,008円/月)と、国民年金受給者のうち、国民年金のみ受給している者(基礎年金のみ・旧国民年金の受給者)の平成18年度平均額(47,587円/月)を利用した。夫婦世帯では年金額を2倍とした。

② 住宅費

国民年金受給者の持ち家・借家人数の割合や、固定資産税等の税制による負担額、家賃や更新料等の平均額が不明であり、平均の住宅費を算出するのが複雑である。よって支出する住宅費を0円/月とした(比較においては金額の差が少ない算出となる。以下、保守的な算出)。

③ 医療費

(ア) 保険料

平成18年度の地方税法改正により、国民年金のみの収入は非課税扱いであるため、平成18年9月末現在の1世帯当たり所得に対する保険料(税)額は2,107円/月¹⁴⁾である。なお課税所得は個人ベースであるため、2人世帯の場合は保険料を2倍とした。保険料については、受診の有無に関わらず発生する支出とした。

(イ) 医療費自己負担額

平成18年度国民医療費の概況¹⁵⁾から、当該年度内の医療機関等の傷病の治療に要する費用(診療費、調剤費、入院時食事・生活医療費、訪問看護医療費等)を推計した65~69歳の医療費458.2千円から自己負担分を3割として算出した(1人当たり11,455円/月)。同資料による

と、国民医療費全体の自己負担割合は14.4%であるが、これは年齢や疾病等による負担割合が異なるためである。モデルケースの年齢幅においての平均自己負担割合の分布が算出不可であるため、一般的な自己負担割合を利用した。

④ 介護費

(ア) 介護保険料

介護保険料第3期(平成18~20年度)第1号保険料の全国平均額が4,090円/月¹⁶⁾である。③医療費(ア)保険料と同様に非課税世帯で考えると、保険料率は2/4(介護保険法施行令38条)であることから、介護保険料負担額を2,045円/月とした。これは介護サービス利用の有無に関わらず支出される費用である。しかし、保険料率や階層数・範囲は自治体で任意に設定できるため(同39条)、全国の非課税世帯の介護保険料の真の平均値は不明である(そのようなデータは存在しない)。

(イ) 介護費自己負担額

平成18年度介護保険事業状況報告(年報)¹⁷⁾による、第1号被保険者1人当たり給付費219.5千円における自己負担分を1割として算出した(平均1,829円/月)。国民の65~69歳までの年齢階級別の介護費用の正確なデータがないため、本データは最大1,829円/月、過大に評価している可能性がある。よって介護費用を0円とした場合の算出も提示する(保守的な算出)。

2) 生活保護受給額

額の算出には、生活保護手帳2006年度版¹⁸⁾を使用した。

① 生活扶助費

地区により最低級地(3-2)から最高級地(1-1)に分けられており、60~69歳までの単身者の生活扶助費は61,640円(最低級地)から79,530円(最高級地)、2人世帯では93,210円から120,270円である。

② 住宅扶助費

生活扶助費から上乗せで支給される月々の住宅扶助限度額は、単身世帯においては最低級地(3-2級地:富山)では21,300円、最高級地(1-1級地:東京)では53,700円、複数世帯(6人以下)では、最低級地(3-2級地:富

山)では27,700円、最高級地(1-1級地:東京)では69,800円である(7人以上についてはさらに複数世帯の1.2倍の額)。65歳以上の平均住宅扶助額が不明であるため、平成18年度の住宅扶助費343,867,264千円¹⁹⁾と被保護者数1,513,892人より月額18,928円として計算した(2人世帯では37,856円)。被保護者が居宅の場合は住宅維持費、また借家借間世帯においては敷金や契約更新料等が支給されるが¹⁸⁾、それらは住宅扶助費として算出した額に含まれている。また居宅の場合は、配電設備費、水道・井戸生活下水道設備、液化石油ガス設備費の支給および固定資産税等の税制免除¹⁸⁾等の優遇措置があるが、それらの平均額が不明のため今回は考慮しない(保守的な算出)。

③ 医療費

(ア) 保険料

被保護者は国民健康保険料が全額免除されるので自己負担はない。

(イ) 医療費自己負担額

全額(10割)を医療扶助費として拠出するので被保護者が自己負担することはない。

④ 介護費

(ア) 介護保険料

各自治体の介護保険料全額を介護保険料加算として生活扶助費に上乗せ支給されるため、被保護者が自己負担することはない。

(イ) 介護費自己負担額

年金生活者と同様に1割が自己負担額であるが、その額を介護扶助として支給されるため、被保護者が自己負担をすることはない。

⑤ その他扶助

生活保護には、その他臨時的一般生活費や、教育扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助などがあり、さらに被保護者はNHK受信料の減免、住民税・県税の免除、保育料の免除、各自治体による被保護者に対する利用・施設料免除等がある。しかし、高齢者世帯のモデルケースにおいてそれらデータを用いるには比較が複雑・困難になることから、今回は利用しなかった(保守的な算出による比較)。

(3) 比較方法

対象者である生活保護のモデルケース(A)高齢単身世帯、(B)高齢者2人世帯について、実質的

表1 年金と

表1-A 高齢者単身世帯(68歳女)

	国民年金		生活保護		差額			
	a	b	c	d	a-c	a-d	b-c	b-d
	満額 a	平均額 b	最低級地 c (3-2級地)	最高級地 d (1-1級地)				
年金受給額	66 008	47 587						
生活扶助	-	-	61 640	79 530				
住宅扶助	-	-	18 928 ¹⁾	18 928 ¹⁾				
健康保険料	△2 107	△2 107	- ²⁾	- ²⁾				
介護保険料	△2 045	△2 045	- ³⁾	- ³⁾				
「元気な高齢者」実質的受給額	61 856	43 435	80 568	98 458	-18 712	-36 602	-37 133	-55 023
医療費	△11 455	△11 455	- ⁴⁾	- ⁴⁾				
介護費用	△1 829	△1 829	- ⁵⁾	- ⁵⁾				
「一般的な高齢者」実質的受給額	48 572	30 151	80 568	98 458	-31 996	-49 886	-50 417	-68 307
「一般的な高齢者」実質的受給額(介護費用を0円として算出)	50 401	31 980	80 568	98 458	-30 167	-48 057	-48 588	-66 478

注 1) この値は被保護者1人当たりの平均値である。通常は限度額以内の住宅扶助費が適用される。限度額は単身(1-1級地53,700円、3-2級地21,300円)、2人世帯(1-1級地69,800円、3-2級地27,700円)
 2) 生活保護受給者は免除される。
 3) 居住自治体の介護保険料の同額を介護保険料加算として支給するため、自己負担なし。
 4) 医療費全額(10割)を医療扶助として支給するため、自己負担なし。
 5) 介護費用の自己負担額(1割)を介護扶助として支給するため、自己負担なし。
 6) △はマイナスの支出を表す。

受給額算定のために、医療費・介護費の自己負担額がかからない「元気な高齢者」と、平均的に医療費・介護費の自己負担額がかかる「一般的な高齢者」を想定し、2通りに金額を算出した。なお(A)(B)は、医療介護サービス利用の有無に関わらず国民健康保険料と介護保険料の合計額（単身4,152円、2人世帯は8,304円）が年金額から差し引かれる。

さらに「一般的な高齢者」は、医療費・介護費の自己負担額を差し引いて計算する。また、介護費用については自己負担額を0円とした計算も行う。

Ⅲ 研究結果

(1) 高齢単身世帯 (表1-A)

「元気な高齢者」では、国民年金の実質的受給額は満額（平均額）61,856円/月（43,435円/月）であった。これに対して生活保護受給額は最低級地（最高級地）で80,568円/月（98,458円/月）であり、比較すると国民年金受給額の満額は18,712円/月（36,602円/月）、平均額は37,133円/月（55,023円/月）下回っていた。

生活保護費の比較

表1-B 高齢者2人世帯（68歳男，65歳女）

（単位：円）

国民年金		生活保護		差額			
a'	b'	c'	d'	a'-c'	a'-d'	b'-c'	b'-d'
満額	平均額	最低級地 (3-2級地)	最高級地 (1-1級地)				
132 016	95 174	93 210	120 270				
-	-	37 856 ¹⁾	37 856 ¹⁾				
△4 214	△4 214	₋₂₎	₋₂₎				
△4 090	△4 090	₋₃₎	₋₃₎				
123 712	86 870	131 066	158 126	-7 354	-34 414	-44 196	-71 256
△22 910	△22 910	₋₄₎	₋₄₎				
△3 658	△3 658	₋₅₎	₋₅₎				
97 144	60 302	131 066	158 126	-33 922	-60 982	-70 764	-97 824
100 802	63 960	131 066	158 126	-30 264	-57 324	-67 106	-94 166

注 1)～6)まで表1-Aと同じ

「一般的な高齢者」では、医療、介護の自己負担額13,284円が減じられ、国民年金の実質的受給額は満額（平均額）48,572円/月（30,151円/月）であった。よって国民年金受給額の満額は31,996円/月（49,886円/月）、平均額は50,147円/月（68,307円/月）下回っていた。なお、介護費用を0円としたさらに保守的な算出では、国民年金の実質的受給額は満額（平均額）50,401円/月（31,980円/月）であった。よって国民年金受給額の満額は30,167円/月（48,057円/月）、平均額は48,588円/月（66,478円/月）下回っていた。

(2) 高齢者2人世帯 (表1-B)

「元気な高齢者」では、国民年金の実質的受給額は満額（平均額）123,712円/月（86,870円/月）であった。これに対して生活保護受給額は最低級地（最高級地）で131,066円/月（158,126円/月）であり、国民年金受給額の満額は7,354円/月（34,414円/月）、平均額は44,196円/月（71,256円/月）下回っていた。

「一般的な高齢者」では、医療、介護の自己負担額26,568円が減じられ、国民年金の実質的受給額は満額（平均額）97,144円/月（60,302円/月）であった。よって国民年金受給額の満額は33,922円/月（60,982円/月）、平均額は70,764円/月（97,824円/月）下回っていた。なお、介護費用を0円とした算出では、国民年金の実質的受給額は満額（平均額）100,802円/月（63,960円/月）であった。よって国民年金受給額の満額は30,264円/月（57,324円/月）、平均額は67,106円/月（94,166円/月）下回っていた。

Ⅳ 考 察

(1) 実質的受給額の比較

国民年金と生活保護受給額について、住宅費や医療費および介護費を考慮した実質的受給額での比較を行ったところ、すべて(24通り)の比較パターンで国民年金の実質的受給額が下回っていた。この値については、保守的に算出した値である。平成18年度のすべての扶助を併せた生活保護費総額の1人当たり月額が144,954円¹⁹⁾(この額は被保護者の年金その他の収入を考慮した額のため、実際はさらに実質的受給額が多いと推測される)であることから、適切なデータが今後判明した場合は国民年金と生活保護の実質的な差(下記1)2)よりさらに広がると思われる。

1) 国民年金の問題

本研究が国民年金に限定して比較した理由は、厚生年金は国民年金よりも給付が多く生活保護より実質的受給額が上回ることが予測されたためである。厚生年金保険の平均受給額(平成18年度)は165,211円/月であり³⁾、国民年金満額支給額より額が高い。しかしながら厚生年金でその年度に新たに年金を受給した人の平均月額(新規裁定)は平成18年度87,376円³⁾であり、本研究同様に計算すると、高齢者単身世帯「一般的な高齢者」においては、厚生年金の実質的受給額が生活保護受給額よりも低いことになる。次に、国民年金保険料の未納率上昇による年金(国民年金のみではない)受給額の減少が挙げられる。平成19年度の保険料未納者は308万人であり、そのほか免除者315万人、特例者・猶予者203万人、計826万人存在する³⁾。これは第1号被保険者の40.6%に相当する。さらに、保険料の納付率は年々低下傾向であり、平成19年度の保険料納付率の目標80.0%²⁰⁾に対して、実績は63.9%³⁾²⁰⁾であった。これは猶予や免除を除いた納付対象月数における納付月数の割合であるため、第1号被保険者の中でもかなりの割合の未納付者がいることを示している。40歳以下については納付率が50%台であり²¹⁾、若年層

ほど納付率が低い傾向が見受けられる。このようなことから、納付期間不足で国民年金が全く受給できない可能性のあるものが118万人存在する²²⁾。さらに未納者や免除・猶予者の増加は、制度間の財政調整や基礎年金拠出金単価の上昇を通じて、国民年金加入者だけでなく、厚生年金などその他の加入者にも財政的な影響を及ぼす。川瀬²³⁾による1996年から2003年まで国民年金保険料納付率を85%とした2003年度のシミュレーションでは、未納分を被用者年金(厚生、共済年金)がフローベースで約3000億円、ストックベースで約2.5兆円補てんしている状態が明らかになっている。現在の未納率はさらに上昇しており、本来被用者年金加入者が受給するための原資が未納者に対して使われ、長期的には年金の受給額のさらなる低下をもたらすことが懸念される。また、年金の未納・未加入者が生活保護制度に将来フリーライドするという外部性の問題²⁴⁾の指摘や、未納者の約2割は生活保護費というモラルハザードが原因²⁵⁾という実証研究がある。このように生活保護の実質的受給額が有利となる状況が拡大することにより、現在、年金(厚生年金等も含む)を受給しながら生活保護を受給している世帯は29.3%²⁶⁾存在しているが、今後さらに上昇し、年金の存在意義を揺るがすであろう。

2) 生活保護受給額

生活保護制度そのものが所得の低いボーダーライン層の就労意欲を極端に阻害し、被保護世帯に向かわせ、生活保護の目的である自立の助長に沿った制度で設計されていない問題²⁷⁾や、世代間の格差である、就職氷河期に増加した非正規雇用者が低水準の賃金で十分な年金が確保されないまま退職後に生活保護受給状態に陥った場合、20兆円程度の追加的な財政負担が発生する試算結果²⁸⁾が示されたこともあり、今後は被保護者増加による大幅な社会負担増が指摘されている。本研究において、保守的に算出しても、国民年金の実質的受給額は生活保護より、平均額はおろか満額と比較しても下回っていることが明らかになった。国民年金受給者が、被保護者以上の水準で生活するには、本研究で判

明した差額以上の資産が月々必要であるともいえる。高齢者世帯の中では「公的年金・恩給の総所得に占める割合が100%の世帯」は61.2%²⁹⁾であり、また男性単身世帯の17.3%、女性単身世帯の23.7%は年収120万円未満³⁰⁾というデータからも、現在の生活保護の基準ではかなりの潜在的生活保護の該当者がいると推測され、すべて生活保護適用になった場合、多額の税金支出の可能性もある。公的年金の基本的な政策目的は、高齢者が生活保護に陥ることを避けること³¹⁾であり、また年金と生活保護の関係の再考が必要である意見³²⁾もあることから、今後は国民年金と生活保護を分離せず一体として政策立案する必要がある。

(2) 比較に使ったデータについて

国民年金と生活保護において、住宅、医療、介護などを考慮した実質的な受給額の比較は、これまでほとんど行われていない。住宅費については、生活保護受給額と関連した既存の研究²⁸⁾³³⁾では、住宅扶助は生活保護法による保護の基準³⁴⁾による、1,2級地13,000円、3級地8,000円以内の基準額を用いているのみである。本研究では、初めて住宅扶助費の平均値を使用した。値からその基準額を超える住宅扶助適用がなされている状況が推測された。今後同様の研究を行うには現状に即したデータに基づく検討をする必要がある。医療費については自己負担額を65～69歳の国民医療費から算出した11,455円/月を用いた。国民全体の医療費では、65歳未満は15万8200円、65歳以上は64万3600円であり¹⁵⁾、65歳以上は65歳未満に比べ4倍以上の医療費である。ところで全被保護者が受ける1人当たりの医療サービスとしての平均額は74,312円/月（被保護者の平成18年度の医療扶助費1,349,997,807千円¹⁹⁾より算出）である。年金受給者が同様のサービスを利用した場合の自己負担額は本研究のように見積もると22,293円/月であるが、65～69歳の被保護者の平均医療扶助費はさらに高額と推定される。このことから、年金受給者が過小、被保護者が過大な医療サービスを受けている可能性も推測される。

介護費自己負担額については第1号被保険者全体の月平均介護費自己負担額である1,829円/月を利用した。ここで全被保護者1人当たりの介護扶助費の平均額は24,299円/月（平成18年度生活保護の介護扶助費50,214,892千円¹⁹⁾および介護扶助適用人数172,214人³⁵⁾から算出）である。これらは、両データとも全利用者の平均であり、年齢階級別のデータは見当たらないため、比較には利用しなかった。わが国では年齢別の医療や介護の費用などの基礎データさえ欠落している。また、医療費・介護費の自己負担額については、入院など高額療養費や現在は高額介護合算療養費による給付の可能性も検討すべきであるが、高額医療費に該当する割合等が不明なため、今回は考慮しなかった。さらに国民健康保険料や介護保険料は自治体によって保険料額や独自の制度等に違いがあることから平均値を使用した。本来ならば、医療介護の負担割合が変わる70歳以上を加え、65歳以上全体とした高齢者の算出をしたいところであるが、厚生労働省のモデルケースでは65～69歳となっているため、本研究ではその対象に合わせた。

(3) 今後の福祉政策への期待

現状の年金、生活保護の福祉政策は、年金保険料を納めなくても生活保護を受給すれば、老後は年金以上の生活が保障されており、福祉の再分配政策はゆがんでいる可能性がある。よって今後はさらなる国民年金の未納率と保護率が増加することが懸念される。このことは国や地方自治体に多大な財政的負担を与え、社会保障のシステム崩壊させる懸念がある。今後は包括的に年金制度を含めて、生活保護、社会保障を考える必要がある。しかし、わが国の福祉分野、特に社会保障分野の議論では、経済、特に財源を全く度外視する人権・平等福祉間に基づく実践的主張と効率・公平的経済福祉間に基づく政策的実践の闘争が繰り返されてきたため³⁶⁾、医療のように根拠に基づいた研究は、あまり行われていないのが現状である。

このような中、わが国の社会保障分野においても、福祉政策についてアウトカムは何か、プ

プログラムを受けた後の予後はどうなっているのか、プログラムとして適切か、不公平感がないか、そもそも費用を投入した効果があるかなど、科学的に検討し、根拠を導出する必要がある（「根拠のある福祉Evidence-Based Welfare, 以下、EBW」）、EBWに基づいて政策を決定することが必要である。これまでの感情的な議論で政策を決定するのではなく、科学的に政策を決定すべきであると提言する。EBWを行うことにより、情報知見が積み重なり、公平で現実的な政策、システムの再考を福祉分野でも行えることを期待したい。

（４）本研究の限界

第1に、モデルケースによる比較結果であることが挙げられる。本研究のような福祉分野はシステムが複雑で正確な資料が少ないために、国が提示しているモデルケースを利用せざるを得なかった。生活保護費では代表的な扶助費のみを利用したが、他の扶助や被保護者が享受する減税や免除等を考慮すると、本来はその差はさらに拡大する可能性が高い。今後は正確な比較が必要であり、信頼できるデータが利用できる福祉制度の設計をするべきである。しかし住宅費や医療費、介護費など保険料を含めて実際に調べた研究はこれまで見当たらないため、このようなモデルケースの単純比較でも意義があると思われる。

第2に、本研究は、国民年金と生活保護の実質的受給額の比較のみであって、結果から年金制度や生活保護制度そのものが妥当かどうかの判断はできない。生活ベースとして考えた場合、実質的受給額として生活保護が優れているとの結果であり、それぞれの金額の妥当性については言及できない。

今後は、生活保護分野における海外との比較、他のモデルケースでの検討、福祉の再分配や公平性の観点からの分析が必要であり、それら研究の進展により、根拠に基づいた福祉（EBW）による政策の実施が推進されると思われる。

V 結 語

本研究は、国民年金のみ受給している者の受給額と被保護者が支給される受給額を、高齢者単身世帯および高齢者2人世帯をモデルケースとして、住宅、医療、介護など生活ベースでの支出額を考慮し実質的収入額として比較した。その結果、生活保護の実質的受給額が金額的に優遇されていた。これらは、長く両制度が独立して運用され、科学的に検証されることがなかったことに起因すると思われる。この問題への対応や今後の福祉政策立案には、根拠に基づいた福祉（EBW）の導入を提言した。

文 献

- 1) 岡崎勲, 豊嶋英明, 小林廉毅. 標準 公衆衛生・社会医学 第2版. 東京: 医学書院, 2009.
- 2) 厚生労働省社会・援護局保護課. 生活保護速報 平成21年10月分. 2010.
- 3) 社会保険庁. 平成19年度社会保険事業の概況. 2009.
- 4) 厚生労働省. 国民年金基金・国民年金基金連合会の年金支給について. 厚生労働省第11回企業年金研究会 資料9. 2007; 1-8.
- 5) 生活保護制度研究会. 保護のてびき 平成19年度版. 東京: 第一法規(株), 2007.
- 6) 生活保護制度研究会. 保護のてびき 平成20年度版. 東京: 第一法規(株), 2008.
- 7) 厚生労働省社会・援護局保護課. 社会・援護局関係主管課長会議資料(平成21年3月2日開催). 2009.
- 8) 厚生労働省. 平成20年度厚生労働白書. 東京: ぎょうせい, 2008.
- 9) 厚生労働省. 平成20年度社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)結果の概況. 2009.
- 10) 厚生労働省. 福祉行政報告例(平成21年3月分概数). 2009.
- 11) 厚生労働省社会援護局・保護課. 生活保護速報(平成21年3月分). 2009; 1-24.
- 12) 厚生労働省社会・援護局. 社会・援護局関係主管課長会議資料(平成21年5月12日開催). 2009.

- 13) 参議院. 内閣参質第157号第12号. 参議院議員櫻井 充君提出公的年金と生活保護の支給額に関する質問に対する答弁書. 2003.
- 14) 厚生労働省. 全国高齢者医療・国民健康保険主管課(部)長及び後期高齢者医療広域連合事務局長会議国民健康保険関係資料. 2009.
- 15) 厚生労働省. 平成18年度国民医療費の概況. 2008.
- 16) 厚生」の指標増刊. 国民衛生の動向2009. 東京:(財)厚生統計協会, 2009.
- 17) 厚生労働省. 平成18年度介護保険事業状況報告(年報). 2008.
- 18) 生活保護手帳編集委員会. 生活保護手帳(2006年度版). 東京:中央法規出版(株), 2006.
- 19) 国立社会保障・人口問題研究所. 社会保障統計年報 平成20年度版. 東京:法研, 2009.
- 20) 社会保険庁. 平成19年度国民年金保険料の納付状況と今後の取組等について(平成20年8月). 第7回国民年金特別対策本部会議資料-1. 2008.
- 21) 社会保険庁. 平成19年度国民年金の加入・納付状況. 第7回国民年金特別対策本部会議資料2. 2008.
- 22) 社会保険庁. 保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年に満たないものに係る実態調査について. 2009.
- 23) 川瀬晃弘. 基礎年金拠出金の算定方法と国民年金保険料の未納問題. 公共選択の研究 2007; 49: 26-39.
- 24) 駒村康平, 山田篤裕. 年金制度への強制加入の根拠-国民年金の未納・非加入に関する実証分析-. 会計検査研究 2007; 35: 31-49.
- 25) 総合研究開発機構. 年金制度と個人のオーナーシップ. NIRA研究報告書0605. 東京:総合研究開発機構, 2007; 1-282.
- 26) 厚生労働省社会・援護局保護課. 第60回被保護者全国一斉調査結果報告書 平成18年7月1日現在. 2008; 1-254.
- 27) 齊藤由里恵, 上村敏之. 生活保護制度と所得税住民税制の限界実効税率. 生活経済学研究 2007; 26: 31-43.
- 28) 総合研究開発機構. 就職氷河期世代のきわどさ高まる雇用リスクにどう対応すべきか. NIRA研究報告書. 東京(財)総合研究開発機構, 2008; 1-132.
- 29) 厚生労働省. 平成20年国民生活基礎調査の概況. 2009.
- 30) 内閣府男女共同参画局. 高齢男女の自立した生活に関する調査結果(概要). 2008.
- 31) 岩本康志. 社会保障財源としての税と保険料. RI-ETI Discussion Paper Series 2008; NO. 08-J-034: 1-25.
- 32) 田中敏. 無年金・低年金者と高齢者の所得保障. 調査と情報-ISSUE BRIWF-2006; 528: 1-10.
- 33) 藤澤三宝子. 日本の低所得と生活保護制度-JGSSデータによる社会扶助受給決定要因分析を通して-. 日本版General Social Surveys 研究論文集 [7] JGSSで見た日本人の意識と行動. 大阪商業大学比較地域研究所・東京大学社会科学研究所編. 2008; 271-83.
- 34) 昭和38年4月1日付厚生省告示第158号別表第3住宅扶助基準.
- 35) 生活保護の動向編集委員会編集. 生活保護の動向平成20年版. 東京:中央法規出版(株), 2008.
- 36) 田村貞雄. Value for Money経済学(市場原理主義)の経済学と福祉観. ソシオサイエンス 2008; 8: 69-93.